

## 社会福祉法人 いちえ福社会 役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 いちえ福社会の定款第23条の規定に基づき、役員の報酬  
役員の報酬に関する事項を定める。

### (役 員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第4条 報酬については、月額 10万円とする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬については、毎月 25日(支給日が銀行休業日の場合は、前営業日)に支払う。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の決議を得て行う。

### 附 則

この規程は、平成23年 8月 1日から施行する。

2 この規程は、平成29年 6月24日一部改正。